

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

# NPO みなまた



No.35 (2010年4月)



撮影：大畑 靖夫

国、熊本県、チッソを被告としたノ・モア・ミナマタ訴訟原告団総会が開かれ、熊本地裁が和解協議のなかで示した「所見」について圧倒的賛成により採択されました。

被告の国が裁判上の和解に応じたのは、水俣病裁判の長い歴史の中で初めてで、被害者のみなさんのたたかひの成果です。一人の切り捨ても許さない新たなたたかひが始まります。

2010年3月28日（水俣市総合体育館）



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

（カット：くさのあき）

## 一人の切り捨ても許さない新たなたたかいへ

3月15日に熊本地方裁判所は、原告・被告双方に対し「解決所見」を示しました。これを受け原告団では、29箇所、1107名の原告の皆さんの参加で地域ごとの集会を開催し、「解決所見」の内容について原告の皆さんに説明を行いました。

この地域集会での議論を踏まえて、3月28日に1050人の出席と委任状出席931人のもとで、原告団総会が開催されました。

総会では、園田昭人弁護士団長が「所見」を説明し、大石利生原告団長が「所見」についての受け入れとその理由について提案しました。その後、これらの説明と提案を受け活発に質疑討論が行われました。

討論では、16名が発言しました。特にチッソが昭和43年末で水銀を含む廃水を流さなくなったことを理由とした昭和44年以降生まれの被害者が救済対象から漏れる問題、公害健康被害補償法などの汚染指定地域外の被害者の救済問題等の議論が行われました。「これまでもっと、国に迫れなかったのか。これから、永い期間、水俣病の症状に苦しみながら生きていかなければならない事を考えると、生まれ年で切られるのは親として不憫でならない。今からでもよいから、国に考え直すよう交渉をして欲しい」、「汚染指定地域の人たちと同じように水俣湾周辺の魚を食べて、同じ症状で苦しんできたのだから、当然補償されるべき。私たちも補償を受けられるのか」等、切実な意見、質問が出されました。

そして、採決が行われ、圧倒的賛成多数により「所見」の受け入れが決定されました。この原告団総会の総意をふまえ、私たちは、一人の切り捨ても許さない新たなたたかいに踏み出すことになりました。(詳細はP2～P4をご覧ください)

もとより、私たちは患者会発足当初より、「すべての水俣病被害者の救済」を目指して闘ってきました。引き続き、昭和44年問題、潜在被害者の救済(汚染地域指定外・県外居住者)、不知火海沿岸住民の健康調査を実現するために、今後とも全力を尽くす決意です。

水俣病不知火患者会事務局長 瀧本 忠

以下、原告団総会での大石団長の発言です。

### はじめに

2005年10月3日の第1陣50名の提訴以来、4年半にわたって裁判を続け、原告を増やし、あくまで裁判所での解決を求めてきたかっけてきました。現在、19陣までで2123名の原告団になりました。その結果、当初、「原告らとは和解しない」と言っていた環境省が、ついに「原告とは裁判所で和解をしたい」と方針転換するに至りました。国が裁判所での和解協議のテーブルについたのは、40年の水俣病裁判史上初めてのことです。私たちが一枚岩の団結で闘ってきた結果、国をここまで追いつめたことをみんな確認したいと思います。

原告被告双方が、裁判所での解決を求めた結果、今年1月22日、熊本地裁が和解による解決を勧告しました。その後、裁判所での解決を重ね、第4回目の和解協議で裁判所が示した解決案が「所見」です。「大量の被害者を早期に救済するには、裁判所で協議し被告らと和解することによって、多くの原告を同じレベルで救済するのが一番良い」、私たちは当初からそのような考えで、裁判を提起し裁判を続けてきました。

第1陣の提訴から4年半を経過した今日、私たちが求めてきた解決の図式が、ようやく裁判所から示されてきたのです。



## 地域集会の経緯

裁判所の所見が示されて以降、29ヶ所で地域集会を開き、1107名の原告のみなさんの参加を得ました。私も20ヶ所の地域集会に参加させていただきました。地域集会では、「所見」について、世話人からの説明、弁護団からの説明をふまえ、率直な質疑応答・意見交換がなされました。

地域集会での発言の多くは、所見を積極的に評価し、受け入れるべきとする意見、あるいは、受け入れを前提とした質問でした。その中で、特に気になった点について補足したうえで、所見の受け入れについて提案します。

今回の所見では、昭和44年12月以降に生まれた人については厳しい状況です。この点については、昭和44年以降にも汚染が続いていたことや、現に同じように水俣病の症状のある者がたくさんいることなど、裁判所に証拠を出し、国側の藤木素士証人に対しても尋問をしました。また、国会議員など政治にも訴えてきました。

その結果、母親のお腹の中での曝露を考慮して、11ヶ月後ろまでずらすことができました。しかし、今のままでは対象外となる原告もおられます。今後とも国と交渉し原告全員の救済をめざします。それでも、どうしても対象外となった原告については、団体一時金の中から手当をすることを提案したいと思います。

同時に、私たちの目的は、原告だけの救済ではありません。昭和44年以降の被害者の問題や対象地域の問題など、すべての被害者をもれなく救済させるため、国に対して不知火海沿岸住民の健康調査を実施するよう引き続き求めていきたいと思ひます。

## 所見の受け入れ

世話人会での意見、地域集会での意見をふまえ、私は、いくつかの課題もありますが、熊本地裁の「所見」を受け入れることを提案します。その理由は4つあります。

第1に、私たちは、当初から裁判所での和解によって解決すべきと提案してきました。そして、今回の「所見」は、4年半の裁判をふまえて裁判所が示した和解案です。第2に、第三者委員会による判定は、委員の半数を原告に任せており、共通診断書を資料として採用するもので、行政による切り捨ての危険を大幅に克服したものです。第3に、補償内容は私たちが求めてきた医療費、療養手当、一時金の3点セットであり、療養手当、団体一時金も含めれば最高裁の水準に見劣りしない金額です。第4に、平均年齢が66才と高齢の原告も多く、4年半のうちに48名の方が亡くなっており早期救済が求められています。

以上の理由から、熊本地裁の所見を受け入れることを提案します。

## 今後のたたかい

「所見」を受け入れたからといって私たちのたたかいが終わるわけではありません。受け入れた後は、第三者委員会による診断が始まりますし、共通診断書がまだの人は、急いで作ってもらわなければなりません。そして、全員の判定が終わった後、もう一度、総会を開き、各人の補償額を決めることになります。しかし、自分が一時金を受け取ったからといって、私たちのたたかいは終わりではありません。「すべての被害者を救済する」という私たちの目的を達成するため、引き続き不知火海沿岸住民の健康調査を求めていきます。

ノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟  
原告団長 大石利生



基本合意にあたっての記者会見（2010年3月29日）

# ノーモア・ミナマタ訴訟解決に向けての 基本合意成立にあたって

- 1 本日、ノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟の第5回和解協議期日において、原告団及び被告国、熊本県、チッソは、熊本地方裁判所が本年3月15日に示した解決所見を受け入れることを表明した。

その結果、原告と被告らとの間にノーモア・ミナマタ訴訟解決に向けての基本合意が成立し、本件訴訟は、和解による解決に向けて大きな一歩をふみ出した。

- 2 私たちは、熊本地裁が示した解決所見を、次のとおり評価するものである。

第1に、裁判上の和解協議の結果獲得したものである点で歴史的なものである。

とりわけ、被告国が裁判上の和解協議に応じたのは、水俣病裁判の長い歴史において初めてのことであり、私たちの闘いの成果である。

第2に、行政による被害者判定の独占を打ち破った点で画期的なものである。

所見は、その半数の委員の人選を原告側に委ねる第三者委員会方式を採用したうえ、私たちの主治医が作成した「共通診断書」を判定資料として採用している。これは、長い水俣病認定の歴史の中でまかり通ってきた「加害者が被害者を選別する」悪習を打破するものである。

第3に、被告らの責任と今後の課題を明示した点で「すべての被害者救済」につながる礎を築くものである。

所見は、被告らの「責任とおわび」の「具体的な表明方法」を求めたうえ、被告らに「健康診断」「調査研究」等の実施義務を課している。所見がこの点を明示したことは、私たちの一貫した要求の正当性を認め、潜在被害者を含むすべての被害者救済を求めるものである。

- 3 しかし、本日の基本合意の成立は、私たちの闘いが終わることを意味しない。

私たちは、昭和44年12月以降の出生者も対象者となるよう引き続き求めていくほか、対象者を判定する第三者委員会が被害者救済の役割を果たすよう監視していかなければならない。

また、所見による訴訟解決がなされたとしても、未だ被害地域住民の徹底した健康調査が行われていないため多数の潜在被害者が取り残されていること、水俣病特措法による解決方法・内容が未定であるうえ加害企業チッソの無責任な分社化のおそれがあること、胎児性・小児性被害者の病像の調査研究が未だ不十分であること、これらの現状を見るとき、私たちは闘いの手を緩めることは決してできない。

私たちは、本日の基本合意の成立が、あらたな闘いのためのステップであることを確認し、今後も「すべての被害者救済」の実現のために闘い続けることをここに宣言する。

以上

2010年3月29日

ノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟原告団

## 所 見

当裁判所としては、本件和解協議を前進させ、本件訴訟の和解による最終的解決を実現するためには、本日、和解についての基本的な考えを示すことが相当であると判断に至った。

よって、本件訴訟における審理の経過や和解協議において当事者双方から表明された意見等を踏まえて、下記のとおり、当裁判所の所見を提示する。

### 記

#### 1 対象者の判定方法

- (1) 対象の判定は、原告ら及び被告らが設置する「第三者委員会」において行う。
- (2) 判定資料は、「共通診断書」と「第三者診断結果書」を用いる。
- (3) 第三者委員会の判定は、被告らから当裁判所に提出のあった「対象者の判定について」、「ばく露を受けた可能性のある者と「対象地域」の関係について」、「昭和44年以降に生まれた者の取扱いについて」及びこれらの補完資料による。
- (4) 以上のほか、判定に係る事項は、第三者委員会運営協議会において協議する。

#### 2 支給内容

- (1) 一時金
  - ア 一時金対象者一人当たり210万円
  - イ 一時金は、被告チッソ株式会社、本件訴訟原告団に一括して支給する。
- (2) 療養手当
  - ア(ア) 入院による療養を受けた者 1月につき 1万7700円
  - (イ) 通院による療養を受けた日数が1日以上の70歳以上の者 1月につき 1万5900円
  - (ウ) 通院による療養を受けた筆数が1日以上の70歳未満の者 1月につき 1万2900円
  - イ 療養手当は、被告国・両県(被告熊本県及び訴外鹿児島県)により設けられる療養手当支給制度によって、一時金等対象者に対して支給する。
- (3) 療養費
  - ア 自己負担分
  - イ 療養費は、被告国・両県(被告熊本県及び訴外鹿児島県)により設けられる水俣病被害者手帳を交付することにより支給する。
- (4) 一時金に加算する金額
  - ア 29億5000万円
  - イ 一時金に加算する金額は、被告チッソ株式会社、本件訴訟原告団に支給する。

#### 3 その他の施策

被告国及び関係地方公共団体は、地域の振興、健康増進事業の実施、調査研究、一定の要件を満たす健康不安者に対する健康調査・保健指導の実施に努める。

#### 4 責任とおわび

- (1) 被告チッソ株式会社は、責任とおわびの具体的な表明方法について検討する。
- (2) 被告国及び被告熊本県は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法前文に掲げる責任とおわびについて、再度深く受け止め、その具体的な表明方法について検討する。

#### 5 紛争の解決

- (1) 原告ら及び被告らは、上記1の判定方法に従い、個別の原告の判定を行う。
- (2) 全ての原告について判定が修了したときには、原告ら及び被告らは、速やかに和解を成立させる。
- (3) 和解の成立により、被告チッソ株式会社による一時金の支払い等が行われるとともに、原告らによるその余の請求の放棄、認定申請の取下げ等が行われることにより、一切の紛争を解決する。
- (4) 原告ら及び被告らは、上記の解決措置を、年内を目途に終了するように努力する。

平成22年3月15日

熊本県地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高橋亮介 裁判官 古市文孝 裁判官 植田裕紀久

# 一日弁連人権救済申立ー加害企業の分社化は憲法違反です

弁護士 村上雅人（熊本県弁護士会）

## 1 立場を超えて結集した被害者たち

2010（平成22）年3月4日、水俣病の被害者16名が、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（特措法）の分社化の規定は憲法違反であるとして、日本弁護士連合会に対して人権救済申立てを行いました。

環境大臣は加害企業の分社化を含む事業再編計画を認可してはならない、住民全体の健康調査をせよ、という勧告を日弁連に出してもらおうというものです。申立人には、認定患者もいれば、医療手帳の所持者もいます。裁判をしている人も、していない人もいます。裁判原告の中でも、協議中の団体の人も、裁判を続ける団体の人もいます。立場の違いを超えて、加害企業の分社化となれば大勢の被害者が見捨てられる結果になることを憂慮して、申立人に名を連ねたのです。



## 2 水俣病問題は終わっていない

水俣病の公式確認から半世紀以上を経た現在でも、全国には約3000名の裁判原告がいます。また、今なお多数の被害者が埋もれていることは、昨年9月の大検診で裏付けられています。

## 3 特措法の分社化の仕組み

(1) 政治的に水俣病問題の幕引きを図るための法律が、特措法です。

分社化は、水俣病の責任から解放されて、自由に利潤を追求したい加害企業の願望です。特措法は、加害企業に水俣病の責任から逃れる手段を提供しているのです。

(2) 特措法の分社化は、次の手順で行われます。

ア 賠償責任を負わない会社を加害企業が設立し、これに事業を譲渡する内容の、事業再編計画を環境大臣が認可する。

イ 環境大臣が承認して事業会社の株式を売却する。

ウ 加害企業は株式の売却益を別に設立される法人に納付する。

(3) 特措法は、分社化の推進のために、次のような規定を設けています。

ア 訴訟の提起・認定申請をしている者を救済の対象にしない。

イ 設立される事業会社は、損害賠償義務を引き継がない。

ウ 事業譲渡に通常必要な株主総会の特別決議は、不要である。

エ 事業会社の設立や、事業会社への事業譲渡に対しては、詐害行為取消権など債権者保護の制度は適用されない。

## 4 特措法は憲法違反の法律です

(1) 財産権の侵害（憲法29条1項）

損害賠償請求権は、被害者にとって極めて大切な財産権です。一方、分社化を認めるのは、加害者の責任者である環境大臣です。適切にされる保証がありません。分社化して株式を売却してしまえば、加害企業は清算するばかりになり、被害者はその後の人生で補償が受けられなくなるおそれがあります。

にもかかわらず特措法は、責任を追及する道を封じています。

(2) 裁判を受ける権利の侵害（憲法32条）

特措法は、訴訟を提起している者を排除します。そして、特措法による給付がなされた後は裁判しか補償を受ける手段が残っていませんが、その頃には加害企業には財産がなく、清算するばかりとなっています。

(3) 生命に対する幸福追求権の侵害（憲法13条）

被害者は、長年病に苦しみ、人生の可能性を制限されて来ました。胎児性の患者はずっと侵害の中に生きています。加齢とともに生活の破綻となる被害者も多いと思われます。分社化は、そんな被害者の切り捨てに繋がります。

## 5 おわりに

まず、なすべきは被害の実態を把握することであり、そのためには住民全体の健康調査が必要です。

加害企業の分社化は、大勢の被害者を切り捨てとなります。許すわけにはいきません。

寄稿

## チッソ分社化を問う水俣連絡会が発足 チッソ分社化と水俣、一人ひとりがその意味を

熊本学園大学社会福祉学部教授・熊本学園大学水俣学研究所センター所長

花田 昌宣

昨年7月に、多くの患者団体や識者の反対や抗議の声にも関わらず水俣病特措法が国会を通過しました。この法律に基づく施策が実施されて行けば、やがて近い将来にチッソが分社化され、今のチッソはなくなってしまいます。

チッソ分社化といっても何かよく分らないかもしれませんが、一言でいうとチッソの倒産処理と企業再生のことを指します。業績のよい事業部門を親会社から切り離して、子会社をつくりその株式売却益を債務の処理、患者への補償などにあてるということですが、大きな負債を抱えた今のチッソはやがてなくなります。



じつは、チッソは水俣病補償が本格化する前の1970年代初めまでには、主要生産拠点を千葉をはじめとする県外に移し、本体は赤字企業になっておりました。70年代半ばからは、熊本県債をはじめとする公的な金融支援措置を受けることによって、千数百億円という膨大な負債を抱えてながらも存続してきた企業です。

普通の企業は負債を返せない状態になれば倒産します。ただし、負債の償還（返還）を待ってもらったり棒引きにしてもらったりすることができれば操業は可能です。詳しい企業会計上の話をすつとばせば、現在チッソはまさにそういう状態にあるのです。

逆に言うと、国はチッソを潰すこともできたのですが、潰さなかったのは、水俣病の補償金を、多額の税金を投入して「チッソが払ったことにする」という形をつくるためであったといえるでしょう。

いうまでもなく、チッソは水俣病を引き起こした企業です。会社とは、決して個人の集まりではなく、一つの組織です。現在の従業員の多くが水俣病を知らない世代であるとしても、会社としての責任はあるのです。

もし、今回の法律通りにことが進めば、その責任あるチッソ本体はなくなります。そのかわりに、水俣病と無縁の、もっと正確に言えば水俣病の補償（償い）とは無縁の会社に生まれ変わります。その一方で、水俣病被害者はこれからもずっと生きて行くのです。チッソ分社化とは、水俣病の被害がこれで終わって、被害補償もこれで終わりという国の判断が働くということでしょう。だからチッソだけを悪者にして済む話ではなく、為政者の責任が問われているのです。

さる2月25日、「水俣病不知火患者会」「水俣病被害者互助会」「水俣病センター相思社」「水俣の暮らしを守る・みんなの会」「NPOみなまた」「ほっとはうす」等が集まって、チッソ分社化を問う水俣連絡会が発足しました。

水俣の町とチッソ、水俣病とチッソという問題を問い直して行くという趣旨です。分社化によって水俣市がどうなっていくのかは、これ自体がチッソという会社の政策、そして国の政策いかんによります。そのことの意味をひとりひとりが考えてもらいたいと思うのです。

# ノーモア・ミナマタ 東京でも提訴

ノーモア・ミナマタ東京支援連絡会事務局長 土田 尚義



2月23日、まさかこの日環境省前行動での宣伝カーの上で、「ノーモア・ミナマタ東京訴訟」の司会をするとは思いませんでした。何故なら1995年9月に政府の解決案を引き出し、さらに首相の謝罪談話を発表させ訴訟に加わらなかった人も含めて約12000人の被害者を救済して「水俣病は終わった」からです。私自身が85年からそのたたかいに参加し被害者の訴えに涙し、怒りを感じ、共に解決を喜び合ったのです。

ところが05年熊本で、関西でそして昨年末から首都圏でも訴訟準備が進められ、この日、東京地裁に23人が提訴にふみきました。私はいろんな事情で関東の地に移住してこられて、このたび決断して立ち上がられたことに敬意を表します。そしてこの日に向けて関東在住の被害者「掘り起こし」の専従オルグの林田直樹さんに、また上京した熊本弁護団に随行しながら「手足のしびれなどの感覚障害」に長年苦しみながらも「自分が水俣病とは思っていなかった」「年を取ってきたから」と思っていた被害者が多いことに接しました。共通していることは不知火海の魚を毎日食べていたことです。2月7日の「関東水俣病検診」では49人中46人が「水俣病の疑い」との結果で昨年9月の沿岸大検診の傾向と同様の結果が出ています。検診で水俣病と診断された被害者は「診断が下ったからには提訴して被害者みんなが救われるよう頑張る生きていたい」「水俣病とわかった以上、うやむやにはできない」と決意も語られています。尾崎俊之弁護団長は「不知火海沿岸からの移住者は、公害被害者と知らされないまま放置されている。見捨てられている人たちを救済するのが訴訟の目的だ」と話しています。

今、熊本訴訟は国との和解交渉が始まっていますが、すべての被害者を救済する制度をつくらせることが大切であり、そのために国が責任を持って、まだまだ情報を知らされないまま苦しんでいる多数の被害者の沿岸住民と移住した被害者の健康調査を尽くすべきです。4月11日には神奈川県川崎市で民医連の全面的な支援体制のもとで2回目の検診が行われます。前回同様、掘り起こしや宣伝、当日の道案内など検診成功のため奮闘します。

それに先立ち、私たちは東京訴訟の日に東京地評、東京民医連、東京公害患者と家族の会、水俣病東京の会と共に「ノーモア・ミナマタ東京支援連絡会」を結成しました。原告団・被害者の救済と要求実現のため、当面、熊本地裁及び環境省に対する要請を緊急に団体署名に取り組む。環境省に対する宣伝・要請行動一熊本地裁の和解協議と連動して。国会議員要請行動と院内集会一民主党政権の政治決断を求める、と方針を確認し行動を始めています。

そして3月24日、ノーモア・ミナマタ全国連として短期間に集まった1199団体署名を代表14名が環境省田島一成副大臣に提出しました。代表団からは「各地の健診が行われ救済を求めている被害者がいる。ぜひ国・行政でやって欲しい。そしてすべての被害者の救済を」と訴えました。田島副大臣は「責任の重さを実感している。解決に努力したい。」と応じました。大詰めにきていると感じました。





# 初めて、水俣を訪れて

弁護士 室谷悠子（あすなろ法律事務所）

3月13日、14日に、同じ事務所の池田直樹弁護士らと水俣を訪れました。NPOみなまたの中山さんにご案内いただき、ノーモア・ミナマタの原告の方や、ほっとはうすに通う胎児性の患者さんのお話もうかがい、懇親会にも参加させていただきました。

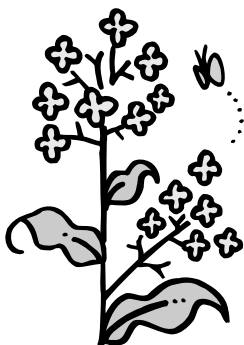
私は、中学生の頃から自然保護活動に関わっており、環境問題の解決に尽力したいと考え弁護士を志し、昨年末に弁護士になりました。水俣病のことは、小学校の授業で知って以来、何度か勉強しましたが、実際に水俣を訪れるのは初めてでした。

初めての水俣は、どこにでもあるような海沿いの小さな町に見えました。水俣湾とその向こうに広がる不知火海は、激しい苦しみとともに多くの人々が亡くなり、有機水銀の排水が止まってから何十年もたった現在も多くの人を苦しめ続けている大惨事が起こったとは信じられないほど穏やかでした。この小さな町とそこに住む人々に、チッソがもたらした被害の衝撃はどれほど大きかったことだろうと考えると胸が痛みました。

多くの方が、突然起こる激痛や手足の痺れ、何時それが起こるかわからない不安に絶えず苦しんでいること、差別を恐れ水俣病であると言い出せない人が今もたくさんいること、チッソの流した有機水銀は、不知火海全体に広がり、近隣や対岸の町にも水俣病の症状を持つ人がたくさんいること、患者さん一人一人が水俣病を背負って生きてきたし、これからも生きていかなければならないこと、実際に、チッソの工場や水俣の町を観て、患者さんに話をうかがわなければ実感できないことがたくさんありました。来ることができて本当に良かったです。この経験をこれから関わる環境事件でも活かしていきたいです。

ノーモア・ミナマタ訴訟は和解成立が目前になりつつあるようですが、和解により訴訟が終わっても、一人一人の患者さんの苦しみは終わらないことを、水俣を訪れた今はとてもよく理解できます。

（編集：3月23日にご寄稿いただきました）



「ほっとはうす」のみなさんと

寄稿

グループホーム「ふれあいの家」での研修

## 安心感をもたらす丁寧なケアを目指して…

伺ってまず、大変そうだと感じました。

朝食をとっている方、ウロウロされている方、洗濯物をたたんでいる方、利用者みなさんに、それぞれの自由な生活スタイルがありました。果たして、私が一日グループホーム内で過ごせるかどうか、とても不安でした。認知症について勉強していったつもりでしたが、実際に接してみるとマニュアル通りにはいきません。一人ひとりの状態に合わせた対応が求められます。そして、その方の過去も知らない和不穏状態なども把握しきれないと感じました。

処置を行う時には必ず声かけしてから始めます。入浴も「よか温泉ですよ。入りましょう」と勧めても、本人が嫌がる時には無理には進めません。声かけは優しく、はっきりと、穏やかに対応することが基本です。徘徊や転倒の不安のある方には、ベッド下に光センサが設置され音楽がなるようになっていました。

何とかこなし、動く際に手をつないだり、スタッフを呼ぶときに挙手するなどの行動を私にも同じように示して下さった時には、ここの入居者のみなさんに少しは受け入れていただけたのかなと、とても嬉しく思いました。

これからは、自分自身もっと認知症に対する知識・看護力を身につけ、精神的にも余裕をもって対応出来るように努力していきたいと考えました。認知症があるからといって焦ったり戸惑ったりせず、普通のお年寄りと同じように接し、なぜそのような行動をとるのかを考えながら、安心感をもたらすことができるように、丁寧なケアを進め見守っていきたいと思います。

ありがとうございました。

諫山 育子（ケアリングあゆみ訪問看護ステーション訪問看護師）

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

## 楽しみながら福祉という仕事に向き合い…

私は介護の経験もなければ資格ももっておらず、全くの素人でした。そこで、熊本県が実施する「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを活用して「のがわの家」で働きながらヘルパー2級の勉強をさせていただいています。

介護初心者という事で知らないことばかりで戸惑いや不安も多く、ホームヘルパーの勉強も決して楽なものではないので上手く両立できるか心配でした。でも、のがわの家のスタッフの方々の丁寧なご指導で、少しずつですが介護職に携わる者として一歩ずつ前進できていると感じています。

今現在もヘルパー2級の研修のために週に一度、八代へ通っていますが、学んだことがすぐに介護の現場で実践できたり、逆に現場の体験がどのような意味と効果をもたらすのかをヘルパー講座でより詳しく学ぶことができます。確実に自分の力となり糧となっていることを実感しています。

働きながら資格を取得することは、多くの皆様のご協力はもちろん、それ以上に重要なことは、自分自身が常に向上心と学ぶ意欲を持ち続けることだと思います。それらは決して簡単なことではありません。まだまだ勉強中の身ですが、楽しみながら福祉という仕事と向き合い、これから先、私を応援し支え導いてくださった皆様に恩返しできるよう精一杯努めてまいりたいと思います。

柏木 水甫（のがわの家）



## よろしくお願ひします☆☆☆

結婚歴30年の節目。第二の人生の目標として人に喜ばれる介護ヘルパーの仕事を選びました。介護経験ゼロ。毎日無我夢中で挑んでいます。常に笑顔を決やさず、お互い必要とされる喜びを感じられるように利用者スタッフの皆様とより良い信頼関係が築ける介護を心がけたいと思います。

時にはカラオケ・温泉に行って元気をつけています。

小門幸子（三郎の家・介護士）



こんにちは！今年の1月下旬からキトさん家スタッフの一員となりました。介護の職につくのは初めてなので毎日が新しい発見の連続です。おっちょこちょいの性格の私ですが、皆さんに温かく見守られて何とか過ごしています。

近頃感じていることですが、レクレーションの唄の時、入居者の皆さんの音程が良いということです。それに比べて、私は音痴…。大きな声を出せば皆さんの足を引っ張りそうです。密かに練習しなければと思っているところです。

こんな私ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

相良智子（キトさん家・介護士）



こんにちは。昨年末からキトさん家のスタッフに仲間入りしました山崎嘉子です。よろしくお願ひします。介護の仕事は初めてで不安はありましたが、スタッフの皆さん

の適切な指導のもと勉強の毎日ですが充実した日々を過ごしています。入居者の方も親切で人生の大先輩なので色々な面で教わる事が多く、発見の毎日です。苦手な事は調理ですが克服できるように頑張っていきたいと思います。

写真は、エコパーク水俣の公園にあるナ・サリ・に出かけた際に撮ったものです。キトさん家が月に1回行っている取り組み“園芸療法”です。普段はあまり会話をされない方でも、皆さんと共同で農作業をしますから、自然とお互いに声をかけあうようになって良いコミュニケーションの場となっています。今回はラベンダーの苗の植え付けをしました。みなさんの生き生きとした表情がいいですね！

山崎嘉子（キトさん家・介護士）





## これからも、すべての被害者救済の活動を…

原稿の依頼を受けた時に、「さて何を書こう?」「何を、どう書けばいいのやら」と思ってしまいました。まずは自己紹介、そしてノーモア・ミナマタ訴訟の3人のリーダーについて書かせていただくことにしました。3人の方には断りもなくということになりますが、ご了承いただけるものと思っています。



私は、今年に入ってから「水俣病闘争支援熊本県連絡会議 事務局長」という肩書を頂くことになりました。水俣病とのかかわりは、もっとさかのぼることになりますが、今回の主題ではありませんので割愛します。

読者の皆さんは、すでにご存じと思いますが、大石団長の微動たりともしない確固たる信念と行動にはいつも感心させられています。いつ、どこに行くにも、たった一人でも、まるで衣服の一部のようにタスキを掛け、名札の裏には折り鶴が入っています。

二人目。「上天草市龍ヶ岳町にも漁協組合長だった兄と“男同志の約束”を交わして、地域から水俣病と名乗り出ることを許さなかった。自責の念を込めて自分は活動を始めました。兄の墓前にも報告してきました」という人がいます。このようなことを集会の場などで言うには相当の決意が必要だったのではないかと心中を察します。

もう一人は倉岳町宮田(天草市)の現職漁協組合長です。指定地域外で必死に水俣病検診の受診を勧めています。「漁協組合長がそんなことしていいのか」と抗議の電話もあったそうです。この人のすごいところは、丁寧に説明するだけでなく受診にまでつなげていくところです。

水俣病は解決に向けて大きく動き出しています。水俣病闘争50数年の歴史の中で、はじめて国が協議のテーブルに着いたり、裁判所による所見がだされたりと大きな成果も勝ち取っています。これは言うまでもなく私が紹介した3人のリーダーだけでなく“先輩原告団の闘いがあったからこそ”の到達点です。しかし、すべての患者救済には、もう少し時間がかかりそうです。指定地域外の天草は、やっと闘いの火がついたばかりです。指定地域外には患者がいないのではなく隠されてきたし、手を上げられずにいただけです。

今回、紹介しきれなかったリーダーの思い、被害者の皆さんの思いを肌で感じながら支援の活動を続けていきます。

水俣病闘争支援熊本県連絡会議  
事務局長 原田 敏郎

### 主な活動(2010年1月~3月)

NPOみなまた

- 1月14日 介護部会(第1木曜定例)
- 15日 地域リビング(ふれあいの家、22日、29日も)
- 20日 精神科看護についての学習会
- 21日 のがわの家、情報公表
- ふれあいの家、運営推進会議
- 22日 三郎の家、地域スタッフ交流会
- 28日 三郎の家、運営推進会議
- 29日 ふれあいの家、外部評価
- 身体拘束虐待についての講演会
- 介護職員処遇改善交付金説明会
- 2月1日 まちかど健康塾(第2・第4木曜定例)
- 4日 鹿児島県社協主催、ミニ面接会
- 8日 熊本県高齢者権利擁護研修会
- 9日 キトさん家、運営推進会議
- 12日 地域ふれあいホ-ム連絡会
- 介護教育計画を考える研修会
- 17日 講演会、介護の質の向上をめざして
- 19日 2009年度、第4回理事会
- 20日 熊本県フォ-アップ研修会
- 22日 講演会、小規模事業所の人材育成と教育計画
- 3月6日 認知症フォ-ラム(水俣市)
- 水俣芦北GHブロック交流会
- 10日 水俣市サ-ビス事業者地域密着型部会
- 16日 GH連絡会研修会
- 17日 水俣市介護保険サ-ビス事業者連絡会総会

### 介護ウエ-ブが開かれます

昨年3月に介護保険報酬が引き上げられ、10月には介護職員処遇改善交付金の制度(期間限定)が設けられ介護の労働環境も一定の改善が進みました。介護を良くしたいという全国的なたたかいが政府を動かしたのだと思います。しかし、今も、介護現場からの厳しい声は止みません。抜本的な解決策が求められています。そういう中で、下記のとおり介護問題を考える「介護ウエ-ブ」が開かれます。多くのみなさんの参加をお待ちしています。

- ☆日時: 6月5日 午後2時~
- ☆場所: たくまの里地域交流センター
- ☆主催: 熊本県民主医療機関連合会
- (参加費無料)

### 編集後記

急展開する水俣病の情勢に合わせようと随分発行が遅れてしまいました。ノーモアミナマタのたたかいは新たな局面を迎えました。引き続きご支援をよろしく願いいたします。